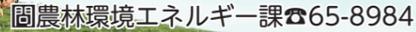


令和8年度は総合的な見直しの年  町農林環境エネルギー課 ☎65-8984

詳しくはこちらから 

農業振興地域整備計画

農用地区域で5年以内に農業以外の利用を予定している人は **5月29日(金)までに申請を**

町HP 

町は農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合的な農業振興を図るため「葛巻農業振興地域整備計画」を策定しています。令和8年度は5年に一度の総合的な見直しの年です。農用地区域で住宅建築や植林などを計画している人は、申出書の提出などの手続きをお願いします。なお、令和9年度から13年度の期間は農用地区域から除外する手続きができません。この機会に必ず手続きしてください。

■農業振興地域整備計画とは？

農業振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効活用と農業の近代化を総合的に進めるため、おおむね10年間を見通して策定する計画です。

■農用地区域での農業以外の利用制限について

将来にわたり優良農地として利用が考えられている土地は、重点的な農業施策のために「農用地区域」に設定され、原則として農業以外の目的で利用できません。このため、**農用地区域内の土地をやむを得ず農業以外の目的で利用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要です。**
※農地転用は、除外後に農業委員会での手続きが必要です。

■計画変更のための提出書類は？

- ①葛巻農業振興地域整備計画農用地利用計画変更申出書
 - ②土地の登記事項証明書、公図（申請地の地番、地目および隣接地の利用状況を表示するもの）
 - ③位置図（申請地の位置と付近の状況を表示するもの）
 - ④案内図
 - ⑤位置比較検討表
 - ⑥事業計画の概要、配置図など
- ※上記以外にも、必要に応じて資料などの提出を求められることがあります。
※6月以降は計画見直し作業のため、申出書の提出は受け付けません。

 **農地の貸し借りは農業委員会で手続きしましょう**

▶町農業委員・農地利用最適化推進委員は令和6年9月号の5ページから確認できます。 

 農地の貸借には許可が必要です

農地の貸し借りには、農業委員会の許可を受けなければなりません。許可を受けずに行った貸し借りは、農地法によって認められません。

 あいまいな約束はトラブルになることも

土地の所有者が亡くなり、相続が発生した場合に貸し借りの賃料や期間などの内容を、口約束であいまいにしていると、トラブルに発展してしまうことがあります。

 お気軽にお問い合わせください

トラブルにならないために、農地の貸し借りは必ず農業委員会で手続きしましょう。「手続きが面倒で契約せずに賃借している」「手続きをせずに親戚や知人に賃借している」などの人は、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局へ気軽にお問い合わせください。賃料や期間などの相談や調整に応じます。
町農業委員会事務局 ☎65-8986 

子どもの夢プロジェクト絵画展

町70周年記念事業「子どもの夢プロジェクト」では、町内の小中高生から町や自身の夢を描いた絵画や作文などの作品を募集しました。絵画の部に応募のあった作品の絵画展を下記のとおり開催しますので、ぜひご覧ください。

- ▶期間 2月7日(土)～27日(金)
- ▶時間 8時30分～22時
- ▶場所 くずま～ 2階廊下
※自由にご覧いただけます。



町総務課 ☎65-8982

岩手県復興ポスター展

岩手県復興ポスター展を下記のとおり開催します。震災からの復興の歩を進める県内各地域の姿がポスターを通じてご覧いただけます。

- この機会にぜひお立ち寄りください。
- ▶期間 2月20日(金)～3月18日(水)
 - ▶時間 8時30分～22時
 - ▶場所 くずま～ 1階ふり～じゅ前廊下
※自由にご覧いただけます。

町いらっしやい葛巻推進課 ☎65-8983

マイナンバーカードに関するお知らせ

マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限にご注意ください！

有効期限を過ぎた場合、マイナンバーカードを使った病院や薬局での受付、各種証明書の取得、e-Tax手続きなど、さまざまなサービスが利用できなくなります。通知があったら、早めに更新手続きをお願いします。

- ▶対象者
- ①取得して5年目の人⇒電子証明書の更新
- ②取得して10年目の人⇒カード本体の更新

▶更新方法
更新が必要な人には、期限の2、3カ月前に更新の封筒が届きますので、住民会計課（くずま～ 1階）で手続きをお願いします。

物価高対応子育て応援手当

町では、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、児童手当受給者に「物価高対応子育て応援手当」を支給します。

詳細は町ホームページからご確認ください。 

- ▶支給対象者
- ①令和7年9月分の児童手当受給者（令和7年9月に出生した児童については10月分）
- ②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の児童手当受給者

▶支給額
児童手当支給対象児童1人につき **2万円**

- ▶手続き
次に該当する場合は申請が必要です。
- ・令和7年12月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ・公務員（所属庁から児童手当を受給している人）
- ・10月1日以降に離婚により児童手当の申請が必要となった人

▶申請期限
3月2日(月)
※ただし、出生後14日以内の申請であれば3月3日以降でも受付可能

町住民会計課 ☎65-8993

1 更新が必要な人には、期限の2、3カ月前に更新の封筒が自宅に届きます。

5年ごと ICチップ内の電子証明書を更新 

10年ごと 写真も含めてカード本体を更新 

2 住民会計課（くずま～ 1階）で手続きをお願いします。 ※暗証番号を使います。 町住民会計課 ☎65-8993

マイナンバーに関するお問い合わせ
マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

